

給食センターの運営

学校給食センターの運営は、教育委員会の管轄となっています。

センターでは所長以下栄養教諭、町の職員が、献立の立案、調理及び衛生指導、給食材料の発注・支払、施設の管理、給食費収納などの業務を行っています。

実際の調理や学校への配送は、平成26年度から民間へ委託しています。

調理配送についても厳しい衛生基準を課し、所長の監督のもと業務を委託しています。

また、給食センターの方針を定めるような内容のものについては給食センター運営審議会の意見を聞きながら進めています。

●運営審議会

運営審議会は、年2回（定例）開催。

その他緊急事項などの場合は、臨時会も開催されます。

おもに、給食の年間事業計画や給食費、予算や決算などについて審議しています。

審議会の委員は各小中学校の校長、PTAの代表の方、議会議員などで構成されています。

●献立委員会

献立委員会は毎月開催し、主に給食献立内容（栄養価や調理法など）について協議しています。

委員は、各小中学校の給食担当の先生です。

●物資選定委員会

物資選定委員会は年に1度開催。

運営審議会委員の中よりPTA代表の方、校長の代表、所長や栄養教諭などで構成されています。

給食で使う食材等について、安全でおいしいものを選定しています。

給食で使う食材は業者の方から価格と見本を提出してもらい、年間に食材を納入する業者をこの委員会で決めています。